

# 低所得者層の福祉

傷病、老衰、失業など、さまざまな原因により収入がなくなり、あるいは収入があってもその額が低いために生活にこと欠くような状態に陥った場合、生活保護法に基づく公的扶助制度により、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活の保障を行っています。

また、大都市における所得水準や物価の格差等を考慮し、より一層の自立の助長と、生活意欲の向上をはかるため、法律に基づく援護以外に、区独自の自立に向けた支援施策を行っています。

路上生活者対策は、これまでの応急援護中心の対策から長期的かつ総合的な対策へと転換が図られました。平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、国や地方公共団体の責務が定められましたが、東京都と特別区はこの法律の制定に先駆け平成12年度より自立支援事業を開始し、路上生活者の就労による自立に積極的に取り組んでいます。

平成17年度より各種自立支援プログラムを策定し、被保護者の就労、生活支援、資産調査等による保護の適正化、自立助長を図っています。

平成26年7月には、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、生活保護法の改正が行われました。

なお、平成27年4月より「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前段階の方々に、専門の支援員が寄り添いながら、自立に向けた支援を行っています。

1. 生活保護	157
(1) 生活保護の基本原則	157
(2) 保護の種類	157
(3) 保護の基準	157
(4) 保護の動向及び実施状況	160
2. 法外援護	166
(1) 入浴券の支給	166
(2) 被保護者自立促進事業	166
(3) 奨学金の支給	166
3. 路上生活者対策	167
(1) 区独自事業	167
(2) 都区共同事業（自立支援システム）	168
4. 自立支援プログラム	169
(1) 就労支援専門員支援事業	169
(2) 就労準備支援事業	169
(3) 資産調査事業	169
(4) 居宅生活安定化支援事業	170
(5) あんしん支援事業	170
(6) 地域生活定着支援事業	170
(7) 資産活用管理支援事業	170
(8) 金銭管理支援事業	171
(9) 子ども・若者支援事業	171
5. 生活困窮者自立支援制度	172
(1) 必須事業	172
(2) 任意事業	172



## 1. 生活保護

生活福祉課・西部生活福祉課

### (1) 生活保護の基本原則

生活保護は、国民の生存権を保障した憲法第25条の理念に基づいて、生活に困窮するすべての国民に、その困窮の程度に応じて最低生活の保障を行い、あわせて自立を助長することを目的としています。

憲法第25条には、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定され、この憲法によって保障された生存権を実現するために制定された法律が生活保護法です。

現在、わが国の社会保障制度のもとにおける生活保護制度は、公的扶助として社会保険制度とならび、その二大支柱をなしています。このような生活保護制度は、すべて国の責任において行われることを明確にするとともに、その守られるべき制度の原理として、国に対しては、国民が保護を受けるにあたって一切の差別をしてはいけないという「無差別平等の原理」と、この法律で保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持するものでなければならないという「最低生活の原理」の二つを、また、国民の側に対しては、保護を受けるにあたっては、利用しうる資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のため活用することを要件とした「補足性の原理」を定めています。

### (2) 保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があり、その必要性に応じて、1種類又は2種類以上の扶助が行われています。

- ① 生活扶助 衣食その他日常生活に必要な費用
- ② 住宅扶助 間代、家賃、地代その他住宅の維持に必要な費用
- ③ 教育扶助 義務教育に必要な費用で教科書、学用品、教材費、給食費等
- ④ 介護扶助 介護サービスを受けるときの費用
- ⑤ 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産のために必要な費用
- ⑦ 生業扶助 生業に必要な資産、技能の習得、就労又は高校等就学のために必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭を行うために必要な費用

### (3) 保護の基準

生活保護基準は、一般国民の消費水準の動向を基にして、厚生労働大臣が定めています。

令和5年度（第79次）の生活扶助基準は令和5年10月1日に変更されました。

#### 【生活扶助基準額の年次推移】

改定次	実施年月日	基準額	対前年比	指数
第70次	平 26. 4. 1	165,840	99.4	100
第71次	平 27. 4. 1	160,110	96.5	96.5
第72次	平 28. 4. 1	160,110	100.0	96.5
第73次	平 29. 4. 1	160,110	100.0	96.5
第74次	平 30. 10. 1	158,900	99.2	95.8
第75次	令元. 10. 1	159,980	100.7	96.5
第76次	令 2. 10. 1	158,760	99.2	95.7
第77次	令 4. 4. 1	158,760	100.0	95.7
第78次	令 5. 4. 1	158,760	100.0	95.7
第79次	令 5. 10. 1	164,860	103.8	99.4

※基準額は、1級地－1の標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子）の額です。児童養育加算、冬期加算（Ⅵ区の5/12）を含みます。

※指数は第70次（平成26年4月1日）の基準額を100としたものです。

※生活基準額の算定方法※

(令和5年10月1日現在)

居宅基準(合計額) = (第1類×通減率) + 第2類 + 経過的加算 + 特例加算

(注) 計算過程において端数処理は行わず、居宅基準(合計額)に10円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てた後、端数を10円に切り上げる。

第79次改定生活保護基準額表

1級地—1

第1類	
年齢別	基準額
0～2歳	44,580円
3～5	44,580
6～11	46,460
12～17	49,270
18～19	46,930
20～40	46,930
41～59	46,930
60～64	46,930
65～69	46,460
70～74	46,460
75～	39,890

◎経過的加算					
年齢別	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
0～2歳	150円	550円	0円	980円	2,340円
3～5	150	550	0	0	250
6～11	0	0	0	0	0
12～17	0	0	530	2,230	3,810
18～19	1,330	890	2,290	3,770	5,190
20～40	700	890	670	2,240	3,730
41～59	1,520	890	0	470	2,060
60～64	1,160	890	0	0	960
65～69	1,630	0	0	0	1,230
70～74	0	0	0	0	0
75～	3,220	1,460	390	320	1,630

通減率	
人員	通減率
1人	1.0
2	0.87
3	0.75
4	0.66
5	0.59

第2類	
人員	基準額
1人	27,790円
2	38,060
3	44,730
4	48,900
5	49,180

特例加算	
世帯員一人につき月額1,000円	

住宅扶助				
一般基準		13,000円以内		
世帯人数	都内基準	特別基準額	敷金等の額	更新料等
1人	※53,700円以内	69,800円以内	279,200円以内	104,700円以内
2	64,000	75,000	300,000	112,500
3	69,800	81,000	324,000	121,500
4	69,800	86,000	344,000	129,000
5	69,800	91,000	364,000	136,500
※1人の都内基準額には、下記の床面積別限度額が設定されている。				
1人	6㎡以下	6㎡超～10㎡	10㎡超～15㎡	15㎡超
都内基準額	38,000円以内	43,000円以内	48,000円以内	53,700円以内

教育扶助		
基準額		(単位:円)
基準額	小学校等	2,600
	中学校等	5,100
特別基準 (学級費等)	小学校等	1,080 以内
	中学校等	1,000 以内
他に教材代、学校給食費、交通費等実費支給		
災害時等の 学用品費の 再支給	小学校等	11,600 以内
	中学校等	22,700 以内
学習支援費 (年間上限額)	小学校等	16,000 以内
	中学校等	59,800 以内
特別基準 (学習支援費)	小学校等	20,800 以内
	中学校等	77,740 以内

出 産 扶 助		
一般基準	施設分娩 (加算額)	衛生材料費 (加算額)
出産に要する費用		
311,000 円以内	8 日以内の入院料 (医療扶助) の実費	6,000 円以内
特別基準	出産予定日の急変等	361,000
	産科医療補償制度による保険料 (掛金)	30,000

生 業 扶 助		
生 業 費	技能修得費	就職支度費
47,000 円以内 (特別基準) 78,000 円以内	87,000 円以内 (特別基準) 146,000 円以内 (自立支援プログラム)年額 233,000 円以内	33,000 円以内
(高等学校等就学費)		
費 目	給 付 対 象	基 準 額
基 本 額	学用品費、通学用品費	5,300 円
学 級 費 等	学級費、生徒会費	2,330 円以内
通 学 費	通学のための交通費	必要最小限度の額
授 業 料	支援金・無償対象以外	都立高校の授業料、 入学料の額以内
入 学 料	入学金	
受 験 料	入学考査料 (原則 2 回まで)	1 校につき 30,000 円以内
入学準備金	学生服、カバン、靴等	87,900 円以内
	買い替えが必要な場合	
教 材 代	教科書、ワークブック、和洋辞典、副読本的図書、楽器、 I C T を活用した教育にかかる通信費	実費支給
学習支援費	84,600 円以内 (年間上限額)	
	特別基準 109,980 円以内 (年間上限額)	
災害等の学用品費の再支給	26,500 円以内	
災害等の教科書等の再支給	26,500 円に加えて、教材費として支給対象となる範囲内で必要な実費	

葬 祭 扶 助		
区 分	大 人	小 人
一般基準	212,000 円以内	169,600 円以内
法第 18 条第 2 項第 1 号に該当する死者に対し葬祭を行う場合は、1,000 円を加算する。		
火葬料が大人 600 円、小人 500 円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。		
自動車料金その他死体の運搬料が 15,580 円を超える場合は、7,480 円を限度として、当該超える額を基準額に加算する。		
死亡診断又は死体検案に要する費用が 5,350 円を超える場合は、当該超える実費を基準額に加算する。		
火葬又は埋葬を行うまでの間、死体保存のため特別な費用を必要とする場合は、実費を基準額に加算する。		

#### (4) 保護の動向及び実施状況

福祉事務所が発足した昭和26年10月、区内の被保護世帯及び人員は2,336世帯、5,792人で、保護率は25.6%（千人比）でした。

以後は、被保護者世帯、人員ともに増加し、昭和30年度には2,662世帯、7,500人で、保護率は25.7%（年度月平均）となりました。

その後は、毎年減少を続け、昭和45年度には1,816世帯、3,150人となり、大幅に減少しました。これは戦後の時期を過ぎて、経済が回復し成長にむかう過程での一般的な減少傾向に加えて、区西部地区の要町を中心とした廃品回収業者の立ち退きなどで急減したことなどがあげられます。

昭和45年度以降、世帯数はわずかながら増加になります。58年度以降は減少傾向になりました。しかしながら、平成4年度から、増加に転じています。これに対し人員は、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成5年度からは人員も増加傾向になっています。

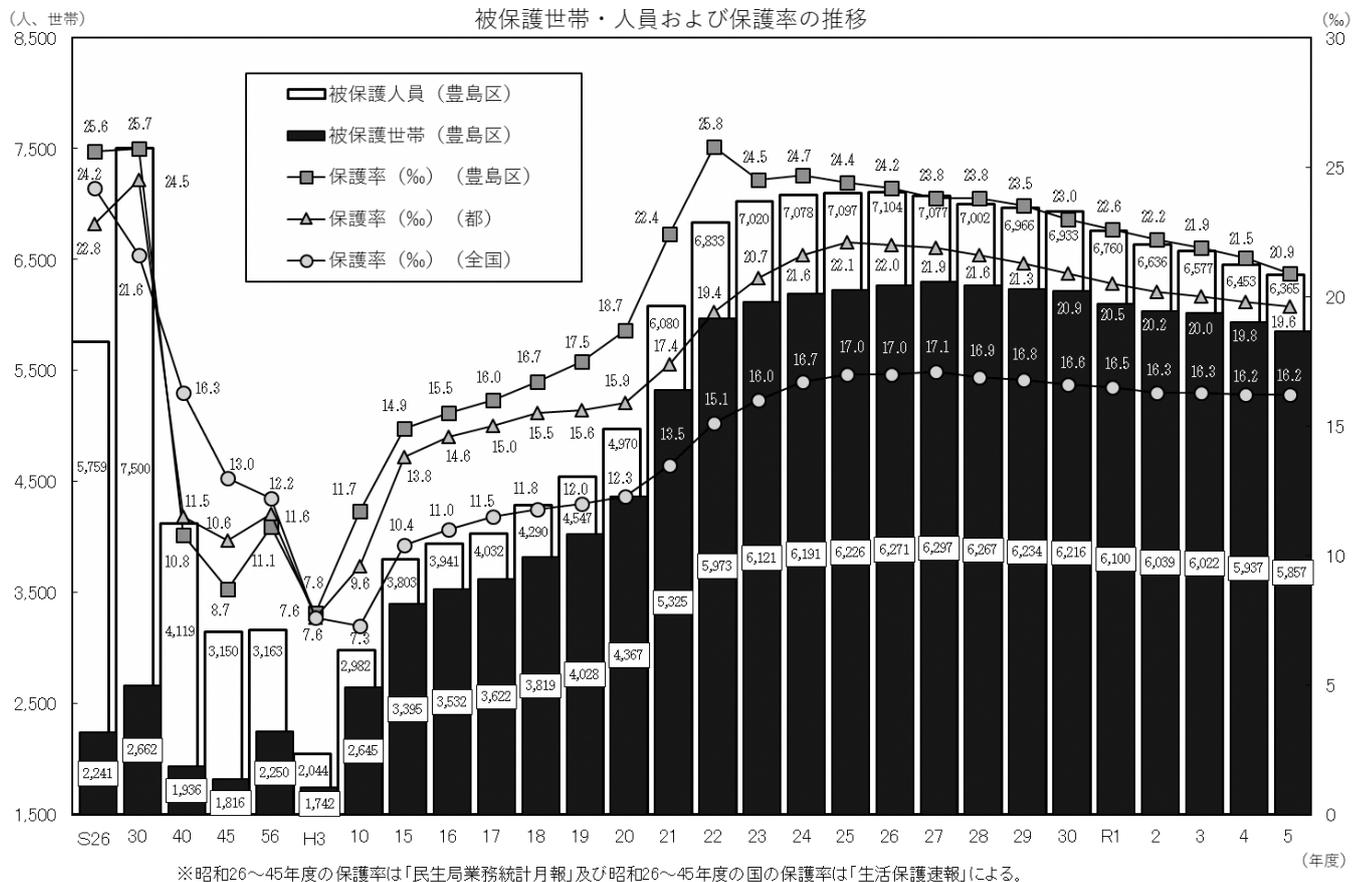
保護率については、昭和31年度以降一貫して減少傾向にあったものが、昭和48年度の8.3%を底に微増傾向に変わ

り、昭和56年度には11.1%となりました。その後昭和62年度を除き減少しましたが、平成3年度の7.8%を底に増加に転じ、平成10年度には11.7%に増加し、昭和56年度当時の水準を超えました。これは、バブル崩壊後の経済の長期低迷に伴うリストラや倒産、収入の減少、高齢者人口の増加、路上生活者の増加などに起因するものと考えられます。

その後も保護率は、平成14年から続いた景気拡大にかかわらず所得格差の拡大等の中で増加傾向にあり、平成21年度からは世界的な景気後退による雇用情勢の急速な悪化に伴い大きく増加し、翌年には25.8%となりました。その後は、微減ながら高止まりとなっています。

また、当区の保護の状況を他と比較してみますと、昭和36年度からは全国の保護率を下回り、昭和40年度からは東京都の保護率をも下回っていましたが、平成2年度に同率となり、その後は上回った状況が続いています。現在も、全国・都を上回り、23区中13位（令和5年7月）となっています。

#### 【被保護世帯及び人員・保護率の推移】



### 生活保護の実施状況

区分 年度	区世帯数・人口		被保護世帯 (年度月平均)		被保護人員 (年度月平均)		保 護 率		
	世帯数	人口	世帯数	指数	人員	指数	豊島区	東京都	全国
元	180,834	290,422	6,100	100	6,760	100	22.6	20.5	16.5
2	179,796	289,249	6,039	99.0	6,636	98.2	22.2	20.2	16.3
3	178,237	285,865	6,022	98.7	6,577	97.3	21.9	20.0	16.3
4	180,363	287,595	5,937	97.3	6,453	95.5	21.5	19.8	16.2
5	183,806	290,780	5,857	96.0	6,365	94.2	20.9	19.6	16.2

※保護停止中の世帯人員を含む。なお、指数は令和元年度を100としたもの。

※区世帯数・人口は各年7月1日現在、保護率は各年7月（月中）

※区世帯数・人口は外国人住民を含む。

### 保護の種類別被保護世帯及び人員（年度月平均）

区分 年度	総数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
元	6,088	6,747	5,235	5,812	5,423	5,996	68	86	1,169	1,191	5,690	6,271	0.3	0.3	53	57	10	10
2	6,030	6,626	5,176	5,697	5,364	5,882	61	73	1,170	1,193	5,604	6,118	0.2	0.2	38	43	8	8
3	6,006	6,559	5,178	5,660	5,375	5,851	54	67	1,169	1,191	5,582	6,058	0.2	0.2	31	33	11	11
4	5,923	6,436	5,124	5,572	5,323	5,766	54	65	1,161	1,180	5,532	5,981	0	0	30	32	8	8
5	5,846	6,352	5,065	5,503	5,248	5,682	53	64	1,162	1,180	5,484	5,926	0.1	0.1	27	27	7	7

### 保護費の扶助別金額及び構成比（各年度決算額）

区分 年度		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	介護扶助	その他	総 数	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	金額	対前年度比
元	金額	4,243,338	3,320,631	10,424	6,656,314	1,997	7,849	47,686	327,787	135,511	14,751,538	100.5%
	構成比	28.8%	22.5%	0.1%	45.1%	0.0%	0.1%	0.3%	2.2%	0.9%	100%	
2	金額	4,154,552	3,346,251	8,366	6,189,466	471	5,620	48,754	329,331	130,165	14,212,977	96.3%
	構成比	29.2%	23.6%	0.1%	43.6%	0.0%	0.0%	0.3%	2.3%	0.9%	100%	
3	金額	4,114,165	3,361,965	8,238	6,293,482	466	4,305	55,806	318,806	129,667	14,286,901	100.5%
	構成比	28.8%	23.5%	0.1%	44.1%	0.0%	0.0%	0.4%	2.2%	0.9%	100%	
4	金額	4,046,361	3,322,682	7,806	6,142,475	700	4,334	50,064	343,114	121,856	14,039,391	98.3%
	構成比	28.8%	23.7%	0.1%	43.8%	0.0%	0.0%	0.4%	2.4%	0.9%	100%	
5	金額	3,993,370	3,267,129	6,188	6,268,880	188	3,720	50,600	361,657	129,344	14,081,074	100.3%
	構成比	28.4%	23.2%	0.0%	44.5%	0.0%	0.0%	0.4%	2.6%	0.9%	100%	

※令和5年度よりその他に「保護施設事務費」「就労自立給付金」「進学準備給付金」を含む。

世帯類型別被保護世帯状況(年度月平均)

(単位：世帯)

区分 年度	総数	高齢者世帯			母子世帯	障害者・傷病者世帯			その他の世帯		
	世帯数	単身世帯数	2人以上世帯数	小計	世帯数	単身世帯数	2人以上世帯数	小計	単身世帯数	2人以上世帯数	小計
元	6,088	3,387	215	3,601	91	1,222	72	1,295	921	181	1,101
2	6,030	3,321	205	3,526	86	1,202	62	1,264	991	163	1,154
3	6,006	3,257	190	3,447	81	1,206	64	1,270	1,061	148	1,208
4	5,923	3,162	179	3,341	75	1,231	61	1,292	1,079	136	1,215
5	5,846	3,054	173	3,227	76	1,301	71	1,372	1,042	129	1,171

※各項目毎に年度月平均値を算出しているため、小計と一致しない場合があります。

労働力類型別被保護世帯状況(年度月平均)

(単位：世帯)

区分 年度	総数		働いている者がいる世帯							働いている者のいない世帯	
			世帯主が働いている世帯				世帯員が働いている世帯				
	世帯数	構成比(%)	常用	日雇	内職その他	小計	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
元	6,088	100	765	41	105	911	15.0	86	1.4	5,091	83.6
2	6,030	100	693	38	96	827	13.7	72	1.2	5,132	85.1
3	6,006	100	650	42	94	786	13.1	68	1.1	5,152	85.8
4	5,923	100	630	44	92	766	12.9	63	1.1	5,094	86.0
5	5,846	100	619	48	92	758	13.0	58	1.0	5,030	86.0

※各項目毎に年度月平均値を算出しているため、小計と一致しない場合があります。

世帯人員別被保護世帯状況

(単位：世帯)

区分 年度	総数	世帯人員							医療扶助のみ	その他
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上		
元	6,068	5,511	482	57	13	5	0	0	152	5,916
2	5,996	5,478	457	43	14	4	0	0	173	5,823
3	5,996	5,512	432	37	12	3	0	0	150	5,846
4	5,908	5,457	401	41	8	1	0	0	147	5,761
5	5,821	5,378	398	36	8	1	0	0	163	5,658

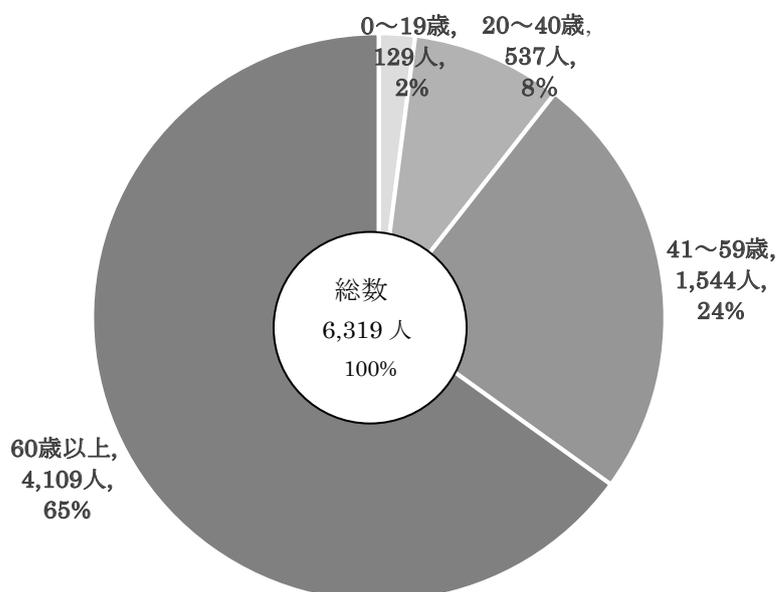
「被保護者調査年次調査結果」(各年7月31日現在)

**年齢別・性別被保護人員状況**

年度・ 区分 年齢	元			2			3			4			5		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0歳	4	7	11	4	4	8	1	3	4	3	1	4	1	2	3
1～2	8	8	16	7	8	15	12	6	18	6	6	12	4	7	11
3～5	9	5	14	12	8	20	12	9	21	13	10	23	11	7	18
6～8	18	12	30	12	8	20	5	8	13	8	5	13	7	8	15
9～11	16	12	28	19	12	31	21	11	32	16	12	28	14	8	22
12～14	15	16	31	12	13	25	15	12	27	12	11	23	16	11	27
15～17	25	19	44	21	17	38	12	12	24	12	15	27	9	12	21
18～19	13	4	17	8	4	12	8	5	13	3	7	10	6	6	12
20～40	268	204	472	265	207	472	274	231	505	283	232	515	298	239	537
41～59	1,050	510	1,560	1,057	510	1,567	1,095	498	1,593	1,065	509	1,574	1,039	505	1,544
60～64	374	117	491	362	114	476	368	115	483	399	121	520	392	141	533
65～	2,413	1,596	4,009	2,354	1,559	3,913	2,323	1,494	3,817	2,251	1,419	3,670	2,180	1,396	3,576
計	4,213	2,510	6,723	4,133	2,464	6,597	4,146	2,404	6,550	4,071	2,348	6,419	3,977	2,342	6,319

「被保護者調査年次調査結果」（各年7月31日現在）

**【年齢別被保護人員構成】**



「令和5年度被保護者調査年次調査結果報告書」（令和5年7月31日現在）

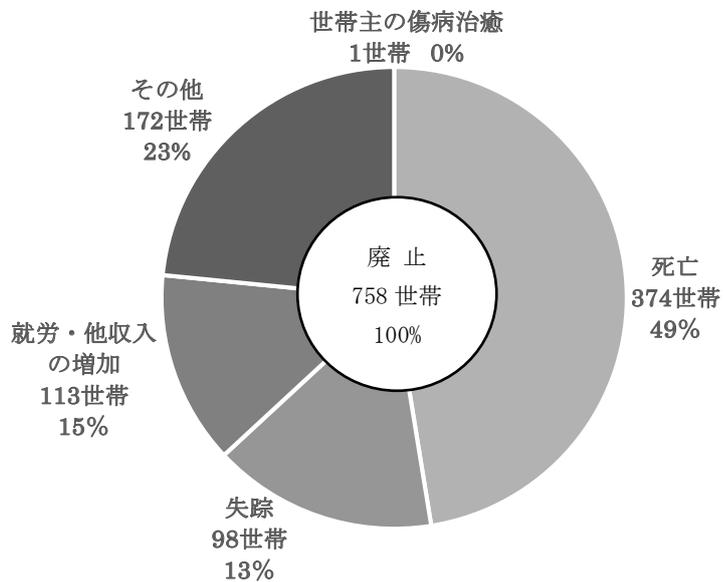
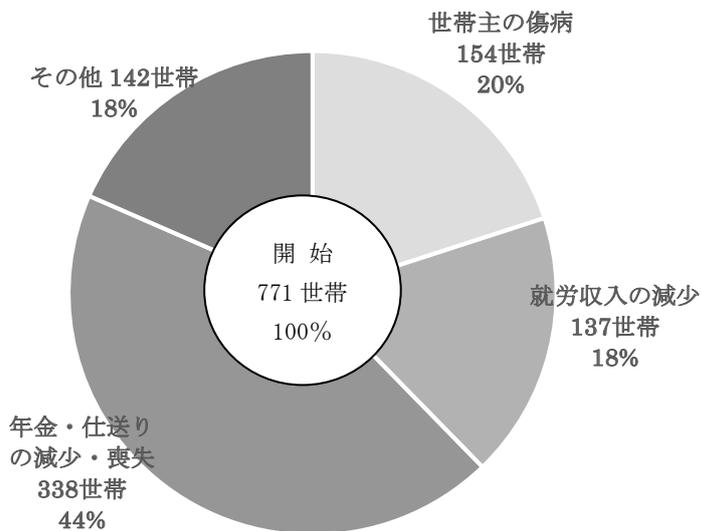
保護の開始・廃止状況

(単位：件)

区分 年度	申請受理	取下	却下	開始	廃止
元	777	24	21	742	813
2	966	34	25	921	821
3	842	32	21	803	749
4	808	32	18	736	777
5	830	34	22	771	758

(注)「開始」には、法第7条ただし書きによる職権開始を含む。

【保護の開始・廃止理由（令和5年度）】



医療扶助（病類別・入院・入院外）受給状況（年度月平均）

区分 年度	総数			入院			入院外		
	精神病	その他	計	精神病	その他	計	精神病	その他	計
元	429	5,841	6,271	126	253	378	303	5,589	5,892
2	485	5,634	6,119	125	222	347	360	5,412	5,772
3	517	5,541	6,058	117	224	341	400	5,317	5,717
4	586	5,395	5,981	115	205	320	471	5,190	5,662
5	613	5,312	5,926	112	209	321	501	5,103	5,604

※項目毎に年度月平均値を算出しているため、計と一致しない場合があります。

生活保護費のうち医療扶助費の占める割合

区分 種別	生活保護費 総額	医療 扶助費	内訳								
			入院	入院外	歯科	調剤	治療 材料費	移送費	施術	検診料 文書料	その他
件数 単位：件	—	—	5,886	70,787	14,196	59,478	540	35,993	603	1,337	1,121
金額 単位：千円	14,081,074	6,268,880	3,396,197	1,511,727	257,402	860,494	14,103	38,655	31,119	6,256	152,929
構成比 単位：%	100.0	44.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	54.2	24.1	4.1	13.7	0.2	0.6	0.5	0.1	2.4

(令和5年度決算による)

生活保護相談件数

(単位：件)

種別 年度	現在地（発生地事務所現在地）						旅館（簡易旅館その他の旅館）						居宅						総数
	傷病・送院	職あふれ	交通費	飲酒来所	その他	計	傷病	職あふれ	交通費	飲酒来所	その他	計	主・世帯員の傷病	不在・離別・働き手の死亡	収入の減少・喪失	年金・仕送りの減少・喪失	その他	計	
元	714	2,838	52	2	1,645	5,251	3	1	0	0	9	13	1,050	1	473	263	736	2,523	7,787
2	593	2,071	9	3	1,531	4,207	5	1	0	0	0	6	921	5	1,033	116	717	2,792	7,005
3	550	1,529	9	1	1,267	3,356	3	0	0	2	2	7	922	6	916	152	687	2,683	6,046
4	429	1,139	9	3	1,152	2,732	0	0	0	0	0	0	1,206	4	760	163	583	2,716	5,448
5	242	1,323	3	0	908	2,476	0	0	0	0	0	0	1,435	10	898	83	548	2,974	5,450

## 2. 法外援護

生活福祉課・西部生活福祉課

### (1) 入浴券の支給(生活福祉課・西部生活福祉課)

自宅に風呂のない生活保護世帯における入浴料金の家計負担の軽減を図るため、公衆浴場の入浴券を支給しています。

#### 入浴券支給状況

区分 年度	入浴券の単価(円)			支給枚数			支給者数(延人)		
	大人	中人	小人	大人	中人	小人	大人	中人	小人
元	440	180	80	各々30枚×2回			1,911	1	0
2	440	180	80	各々30枚×2回			1,788	2	0
3	440	180	80	各々30枚×2回			1,641	2	0
4	450	200	100	各々30枚×2回			1,476	2	0
5	470	200	100	各々30枚×2回			1,316	0	0

※大人…12歳以上、中人…6歳以上12歳未満、小人…6歳未満

※入浴券は半年ごとに支給しており、各回の支給人数の合計を支給者数としています。

### (2) 被保護者自立促進事業(生活福祉課・西部生活福祉課)

[事業開始:平成17年7月1日]

求職活動のためのスーツ購入費等で生活保護法では支給対象となっていない経費の一部を支給し、被保護者の自立を支援しています。

区分 年度	スーツ代等	ボランティア 講座受講料等	居宅清掃・ 鍵交換代等	健康管理 機器購入等	学習塾受講料等	支給額計
元	16件	0件	189件	3件	31人	8,309,456円
2	10	0	332	5	20	8,606,873
3	9	0	388	2	18	8,768,709
4	6	0	315	1	22	9,524,181
5	5	0	282	1	23	7,977,157

### (3) 奨学金の支給

[事業開始:昭和41年4月1日]

生活保護世帯及び児童扶養手当受給非課税世帯で高等学校、高等専門学校等へ入学、あるいは在学している者に対して、区では奨学基金を設け、奨学金を支給しています。

#### 奨学金支給状況

区分 年度	入学者		在学者	
	支給額	支給者数	支給額	支給者数
元	60,000(児扶)円	44人	20,000(児扶)円	82人
	50,000(生保)	13	30,000(生保)	39
2	60,000(児扶)	33	20,000(児扶)	82
	50,000(生保)	10	30,000(生保)	32
3	60,000(児扶)	37	20,000(児扶)	74
	50,000(生保)	10	30,000(生保)	19
4	60,000(児扶)	61	20,000(児扶)	62
	50,000(生保)	6	30,000(生保)	20
5	60,000(児扶)	45	20,000(児扶)	82
	50,000(生保)	6	30,000(生保)	19

### 3. 路上生活者対策

生活福祉課・福祉総務課

〔事業開始:昭和59年9月〕

大都市を中心に、公園、道路、駅舎等を日常生活の場とする路上生活者への対応が重要な課題となっています。

豊島区では、区内関係諸機関と連携して、パトロールを実施しています。

また、東京都と特別区が共同で自立支援センターを設置し、住まいと仕事を失った方に対し、早期の社会復帰に向けた支援を行っています。

#### (1) 区独自事業

合同パトロール

月1回、警察署、各鉄道事業者、区内関係部局が合同で池袋駅及びその周辺の路上生活者が起居する場所をパトロールしています。

#### 合同パトロール実施状況

年度	区分	実施回数	路上生活者数(延)	
			男	女
元		12回	47人	7人
2		12	55	3
3		12	38	7
4		12	36	8
5		10	27	0

## (2) 都区共同事業(自立支援システム)

東京都と23区が共同で設置する自立支援センターは、仕事と住居を失った方で、就労意欲のある方に対して、就労に向けた支援を行う施設です。

入所期間は最長で6ヶ月間でその間に就労自立に向けた支援を行います。

### 主な事業内容

#### ○巡回相談事業

月3回、路上生活者及び路上生活者となるおそれのある者の起居する場所を巡回し、状況把握及び自立に関する面接を行い、必要に応じて路上生活者対策事業の紹介・利用を促す。

#### ○緊急一時保護事業

健康診断を実施し、心身の回復を図り、就労への意欲・能力等を確認し、支援方針を検討する。(入寮から2週間～1ヶ月間)

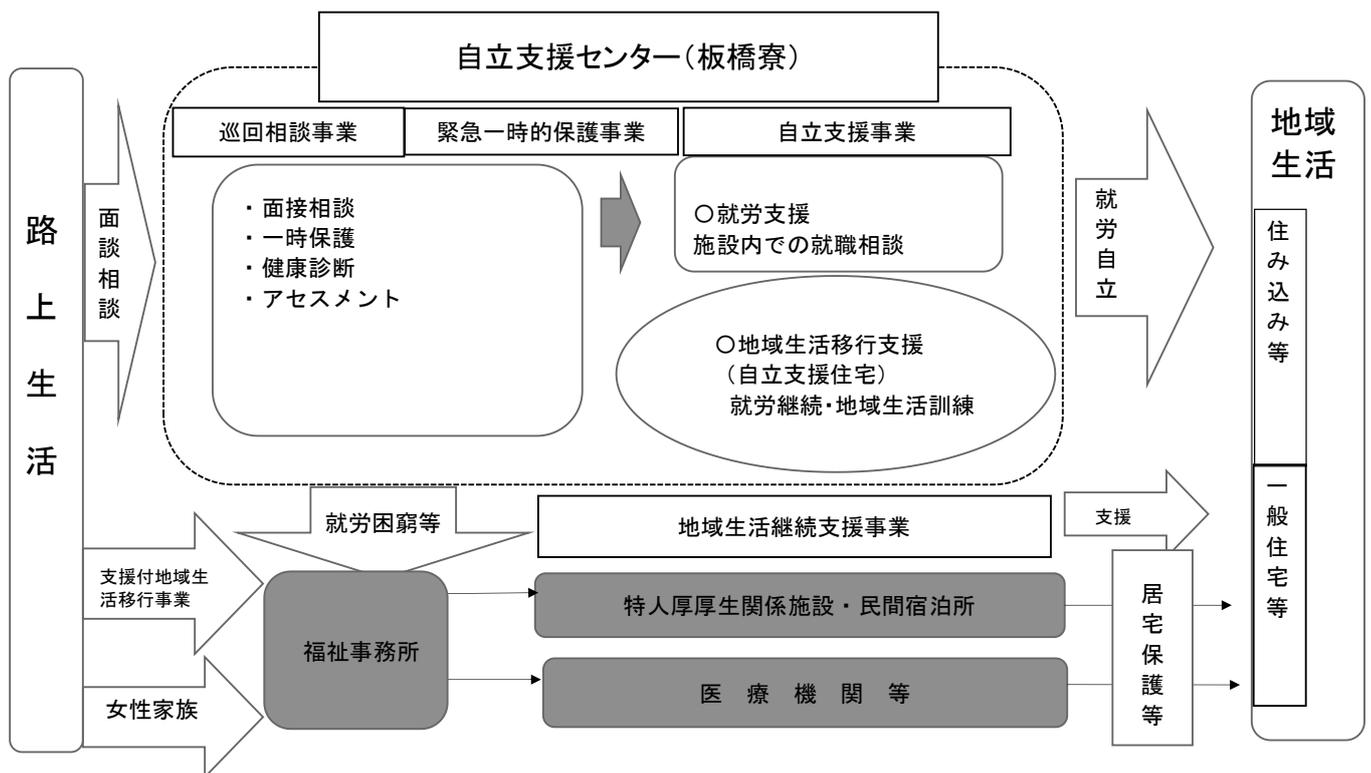
#### ○自立支援事業

就労意欲があり、就労に支障がないと認められる方に対し、就労自立を支援する。

就職後は、各区均等に借り上げたアパート等を自立生活訓練の場として提供し、転宅費用のための貯蓄を支援する。(緊急一時保護事業と合わせて最大6ヶ月間)

#### ○地域生活継続支援事業

アパート等への入居後は、再び仕事や住居を失わないよう、就労状況の把握や、必要に応じた相談支援等アフターケアを実施している。



#### 4. 自立支援プログラム 生活福祉課・西部生活福祉課

生活保護受給者の日常生活自立・社会生活自立・経済的自立に向けてプログラムの充実・強化を図り、地域社会での安定した生活ができるように支援します。

##### (1) 就労支援専門員支援事業

〔事業開始:平成17年9月1日〕

稼働能力を有する被保護者を対象に、就労支援専門員による継続的な個別面接指導やハローワークと連携した就労支援を行っています。また就職後に継続して働くための定着支援も行っています。

区分 年度	支援者数	就職者数
元	304 人	166 人
2	346	145
3	407	167
4	415	180
5	343	141

支援者数：定着支援のみは含まない。

##### (2) 就労準備支援事業

〔事業開始:平成23年10月1日〕

就労経験がない、就労意欲が低いなど、就労に対する課題の多い被保護者に対して支援を行い、就労意欲の喚起を図ると同時に就労までの支援や定着支援を行っています。

区分 年度	支援者数	支援延回数
元	92 人	3,628 回
2	86	2,935
3	84	3,128
4	85	3,010
5	72	2,843

運営：中高年事業団 やまて企業組合 定員：90人

##### (3) 資産調査事業

〔事業開始:平成21年4月1日〕

資産調査員による老齢・障害等の年金受給権調査、不動産などの資産の調査を行っています。

元年度以降は、年金生活者支援給付金の手続きも含めて支援を行っています。

区分 年度	年金調査件数	収入認定件数
元	1,208 件	257 件
2	1,343	379
3	1,243	282
4	1,028	236
5	1,240	208

#### (4) 居宅生活安定化支援事業

〔事業開始:平成20年4月1日〕

精神保健医療の対象となり得る被保護者が、地域で日常生活において自立し、地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう、居宅生活安定化支援員による支援を行っています。その際、個々の状況に見合った目標設定をしています。

区分 年度	支援者数	支援延回数
元	98 人	3,032 回
2	111	2,928
3	115	1,090
4	157	3,547
5	122	4,425

#### (5) あんしん支援事業

〔事業開始:平成23年4月1日〕

65歳以上の被保護者の自宅に月1回程度の訪問等により生活の見守りを行い、住み慣れた地域での安心した生活の継続を支援します。また、地域で行われているプログラム・イベントの紹介や独自の企画により地域社会参加の促進を行っています。

区分 年度	支援者数	支援延回数
元	823 人	11,174 回
2	815	10,624
3	793	10,508
4	736	10,028
5	676	8,387

運営：中高年事業団 やまて企業組合 定員：800人

#### (6) 地域生活定着支援事業

〔事業開始:平成22年4月1日〕

生活保護法を適用している元路上生活者の施設や宿泊所での生活を見守りながら、居宅生活への移行と移行後の地域で継続的に安定した生活を送れるよう支援しています。

区分 年度	支援者数	居宅移行者数
元	112 人	39 人
2	148	62
3	145	56
4	109	41
5	98	38

運営：中高年事業団 やまて企業組合 定員：70人

#### (7) 資産活用管理支援事業

〔事業開始:平成25年4月1日〕

活用できる動産、不動産、資産等を持っている被保護者に対して、資産活用管理支援員が社会福祉制度を活用できるよう支援を行っています。また、成年後見制度・第三者行為求償等の手続きの支援も行います。

区分 年度	支援者数	成果件数
元	100 人	22 件
2	96	24
3	115	29
4	127	21
5	113	21

成果件数：制度利用開始または保護停止・廃止

### (8) 金銭管理支援事業

〔事業開始:平成27年1月1日〕

日常生活費や家賃、公共料金の支払等、金銭を計画的に消費していくことが困難な被保護者に対して支援を行い、安定した日常生活が維持できるようにします。

年度 \ 区分	支援者数	支援延回数
元	173 人	5,164 回
2	170	5,033
3	167	4,926
4	166	4,814
5	154	4,410

運営：中高年事業団 やまて企業組合 定員：134人

### (9) 子ども・若者支援事業

〔事業開始:平成27年4月1日〕

0歳から概ね35歳までの子ども・若者とその保護者等に対して、ケースワーカーと専門の支援員が連携して問題点の把握、課題解決を図り、「貧困の連鎖」の防止を目指しています。

年度 \ 区分	支援者数	支援延回数
元	368 人	3,363 回
2	366	3,821
3	300	4,098
4	249	3,133
5	261	1,384

## 5. 生活困窮者自立支援制度 福祉総務課

生活困窮者(経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)に対し、その自立の促進及び生活困窮状態からの早期脱却を図ることを目的とした相談支援等を実施しています。

### 生活困窮者自立支援事業実施状況 ①、②

#### (1) 必須事業

[事業開始:平成27年4月1日]

##### ① 自立相談支援事業(相談支援)

生活に関する問題を抱えた生活困窮者の相談に応じ、情報提供及び助言を行い、自立に向けた支援を行います。

##### ② 自立相談支援事業(就労支援)

就労に関する問題を抱えた生活困窮者に対し、個別求人開拓などの就労支援を行います。

##### ③ 住居確保給付金

離職等により住居を喪失、またはそのおそれがある生活困窮者に対し、就職に向けた活動を行うなどを条件に家賃相当額の給付金を支給します。

区分 年度	新規相談 受付者数 人	利用 申込者数 人	支援プラン 決定数 件	就労支援 対象者数
元	1,315	739	449	344
2	6,545	5,354	446	392
3	1,261	737	406	338
4	1,128	586	505	427
5	1,170	689	360	268

(委託先) 豊島区民社会福祉協議会、

NPO 法人インクルージョンセンター東京オレンジ

### 住居確保給付金支給状況 ③

区分 年度	支給開始 世帯数	支給 実世帯数	支給金額 円
元	17	18	2,206,000
2	1,508	1,509	472,023,070
3	802	1,445	301,019,350
4	285	435	84,215,900
5	43	96	14,610,800

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大等への対応として支給対象範囲の拡大等を行った。

#### (2) 任意事業

[事業開始:平成27年4月1日]

##### ① 就労準備・社会参加支援事業

早期の就労が困難な生活困窮者に対し、就労に必要な基礎能力の向上及び修得の支援を行います。

##### ② 一時生活支援事業(P.164参照)

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供等により安定した生活を営めるよう支援を行います(都区共同事業として実施)。

##### ③ 家計改善支援事業

生活困窮者の家計再建に向けた情報提供及び助言等の支援を行います。

##### ④ 子供の学習・生活支援事業

生活困窮者である子どもに対し、無料学習支援団体(としま子ども学習支援ネットワーク)の紹介等の支援を行います。

##### ⑤ その他事業